

て適正な団体運営と事務処理が求められるため、規則の整備や財産台帳等の整備は適正に行うことを求める。

イ 佐渡市スポーツ振興財団の会計と各スポーツイベント実行委員会の会計間で予算の繰入れ、繰出しを頻繁に行っているが、それぞれ独立した会計であり、イベント実行委員会の会計に残金や不足金が発生したとしてもその都度、繰入れ、繰出しするのは不適切である。

佐渡市スポーツ振興財団は各スポーツイベントの事務局として実行委員会の会計を預かっているにすぎない。それぞれの会計予算はきちんと区別し、適正に執行することを求める。

ウ 旅費に「備品購入」等を含めた事例や重複した旅費を支出している事例、必要のない手持金を年度末に支出処理していた事例などの誤った処理があった。また、決算書に記載漏れの支出や決算書に記載のある支出を決算後に執行している事例があった。適切な予算執行を求めるとともに組織内でのチェック体制の強化を望むものである。

エ 出張旅費を当初予算から大幅に増額し、一人の職員が年間120日もの出張を行っていたが、復命書の提出がなく、出張の行程や目

的、実績等の確認ができなかった。旅費については、規程どおり必ず復命書を提出することを求める。

#### (4) 社会教育課に対する指摘事項

ア スポーツツーリズム負担金について、佐渡市スポーツ振興財団運営経費負担金に含めて一括して支出しているが、実態は佐渡市スポーツ振興事業に対する補助金とすべきものであり、運営経費とするのは適正を欠いている。

スポーツ振興財団運営経費とは別途に補助金としての手続きにより支出するよう求める。

イ 各スポーツイベント実行委員会の予算には実行委員会事務局経費等の必要経費が含まれておらず、イベントごとに必要な業務の総事業費が不明となっている。

イベントごとに事務局経費も含めた必要な金額をそれぞれの会計に計上し、その額を総事業費として、佐渡市の負担金額を決定すべきである。

ウ 佐渡市の各スポーツイベント負担金を佐渡市スポーツ振興財団に交付した後、佐渡市スポーツ振興財団が各スポーツイベント実行委員会会計に振り分けているが、この負担金は、各実行委員会に対するものであり、直接各実行委員会

に交付すべきである。今後は適正に処理するよう求める。

エ 佐渡市スポーツ振興財団の経理事務に関して、誤り等の事例が数多く見られた。これは、財政援助の担当課として厳正に検査を行っていることがなかったことを意味するものである。佐渡市が主催する事業等の負担金は、補助金等交付規則上の手続きを要しないものとなつてはいるが、公金の適正な支出確認のための検査は、厳正に実施するよう求める。

#### 4 監査委員の意見

財政援助団体監査を行ったところ、補助金交付要綱そのものに補助金の限度額や補助率等の必要事項が記載されておらず、不適切であることが判明した。

補助金等交付事業の実施にあたっては高い透明性が求められ、その対象範囲や金額、補助率などが明確で、多くの市民が納得できる制度設計になつていなければならない。事業執行の説明責任を担保するうえで重要である。

また、このことは、平成23年度の定期監査においても指摘し改善を促しているものであるが、いまだに改善されていないことは遺憾である。

これからは、佐渡市としての補助金等の見直し方針を明確にし、一定の基準を設け、適正化に努められた

い。

また、「補助金等検討委員会」等を組織することにより、全庁的に補助金交付要綱の基準の統一化を図るとともに、補助金等が適正かどうかを所管課以外の第三者の立場でチェックする体制を整備することなどを検討されたい。

さらに、担当課が財政援助団体と業務上、密接な協力関係にある場合などは、担当課だけでは検査が不十分である傾向が見られる。検査体制においても一定金額以上については、所管課以外の部署による検査や前述の「補助金等検討委員会」等の組織による検査を実施するなど検査体制の強化に努められたい。

最後に、特定の団体に限定した運営費補助等は、公金支出の公平性の点から慎重でなければならぬものであるが、補助基準や対象経費が曖昧になる傾向が強く、本来、自立した団体として自ら賄うべき経費に対して佐渡市が補助することにより、団体の自立性を阻害する可能性もある。特別な理由で運営費補助の必要がある場合でも組織力や運営基盤が脆弱な初期段階に限定し、一定期間後は事業費に対する補助等に転換していくことを望むものである。

